

## 滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者等へのPCR等検査等に要する経費を事業者に補助することにより、大人数での飲食、イベント、旅行など感染リスクが高い活動に当たり、PCR等検査の受検を浸透させることおよび感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、感染に不安を感じる無症状者が検査を受けられる環境を整備していくことを目的としている。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査および抗原定量検査

#### (2) 登録事業者

この要綱および滋賀県PCR等検査無料化事業実施要領（以下「実施要領」という。）に従って検査を実施する事業者（共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）であって、第7条第2項の規定による登録の決定を受けたもの

#### (3) ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

### (補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、区分、補助率等は、次のとおりとし、予算の範囲内で補助するものとする。

補助対象経費	区分	補助率	補助上限額	対象期間
検査体制の整備に係る費用		10/10	検査場所1か所あたり1,300,000円 (税込) (ただし、4月または検査を開始した日が属する月を1月目として、3月経過するごとに、加算枠として補助上限額を1,300,000円ずつ加算す	この要綱の施行日から第6条第1号または第2号の事業が実施されている間（た

			<p>る。(補助上限額は、1年度あたり最大5,200,000円。)なお、加算枠については、リース料などの定期的に生じる経費のみ補助対象とし、事前に実施計画書において計上した上で承認を受けることを条件とする。)</p> <p>※応募事業者多数等、事業実施の状況次第では、事業所当たりの上限額を設定する場合がある。</p>	<p>だし、検査の体制整備に必要な備品等 (定期的に生じる経費を除く。)については、原則、登録から2週間以内に納品されたものに限り補助対象とする。)</p>
検査費用	PCR検査等		<p><b>【検査費用原価(検査キット代・検査費用・送料等)】</b></p> <p>①1日あたりの総検査回数(1月あたりの総検査回数(PCR検査等と抗原定性検査の合計回数)を当該月の日数<sup>(注)</sup>で割った数値。以下同じ。)が50回以下の場合</p> <p>1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数以下の回数については、検査1回あたり上限7,000円(税込)</p> <p>②1日あたりの総検査回数が50回を超え、かつ、100回以下の場合</p> <p>1日当たりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に50回を乗じて得た数を超える回数については、検査1回あたり上限5,000円(税込)</p> <p>③1日あたりの総検査回数が100回を超える場合</p> <p>1日あたりの総検査回数に占めるPCR検査等の回数の割合に100回を乗じて得た数を超える回数については、検査1回あたり上限3,000円(税込)</p>	<p>登録の日から第6条第1号または第2号の事業が実施されている間</p>

		<p>※ただし、令和4年7月31日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価の上限は7,000円（税込）とする。</p> <p>また、登録事業者が薬局等であり、令和4年6月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価（検査キット代・検査費用・送料等）の上限は8,500円（税込）とする。</p> <p>また、登録事業者が医療機関であり、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価（検査キット代・検査費用・送料等）の上限は8,500円（税込）とする。</p> <p><b>【各種経費】</b></p> <p>①1日あたりの総検査回数が50回以下の場合 検査1回あたり2,500円（税込）</p> <p>②1日あたりの総検査回数が50回を超え、かつ100回以下の場合 1日あたりの総検査回数が50回を超える回数については、検査1回あたり1,800円（税込）</p> <p>③1日あたりの総検査回数が100回を超える場合 1日あたりの総検査回数が100回を超える回数については、検査1回あたり1,100円（税込）</p>	
	<p>抗原定性検査</p>	<p><b>【検査費用原価（検査キット代）】</b> 上限1,500円（税込）</p> <p>※ただし、令和3年12月30日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価（検査キット代）の上限は3,500</p>	<p>登録の日から第6条第1号または第2号の事業が実施されている間</p>

			<p>円（税込）とする。また、令和4年3月31日までに仕入れた検査キットを用いる場合は、検査費用原価（検査キット代）の上限は3,000円（税込）とする。</p> <p><b>【各種経費】</b></p> <p>① 1日あたりの総検査回数が50回以下の場合 検査1回あたり2,500円（税込）</p> <p>② 1日あたりの総検査回数が50回を超え、かつ100回以下の場合 1日あたりの総検査回数が50回を超える回数については、検査1回あたり1,800円（税込）</p> <p>③ 1日あたりの総検査回数が100回を超える場合 1日あたりの総検査回数が100回を超える回数については、検査1回あたり1,100円（税込）</p>	
--	--	--	--	--

（注）日数とは、無料検査を実施した日数（実績が0回の営業日を含む）。

（補助対象事業者）

第5条 本事業の補助対象者は登録事業者のうち、次の各号に掲げる登録事業者の種類に応じ、事業所においてそれぞれ当該各号に定める事業（会社等が事業または福利厚生等の一環として自己の従業員に対して実施する検査を除く。）を実施する者とする。

（1）医療機関 次のアまたはイに掲げる事業

ア 実施要領別添1に定められた事項に沿って行うPCR検査等のための検体（鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液および唾液に限る。）の採取等、検体の検査および検査受検者への結果通知書等の発行等

イ 実施要領別添2に定められた事項に沿って行う抗原定性検査のための検体（鼻咽頭ぬぐい液および鼻腔ぬぐい液に限る。）の採取等、検体の検査および検査受検者への結果通知書等の発行等

（2）医療機関、薬局、衛生検査所等またはワクチン・検査パッケージ制度もしくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者（以下「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録事業者」という。） 次のアまたはイに掲げる事業

ア 実施要領別添1に定められた事項に沿って行うPCR検査等に用いる検体（鼻腔ぬぐい液および

び唾液に限る。)を本人が採取する際の立会い等ならびに検査機関(医療機関または衛生検査所等(厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。)に限る。以下同じ。)に対する検体の送付および検査受検者への結果通知書等の発行の求め等

イ 実施要領別添2に定められた事項に沿って行う抗原定性検査に用いる検体(鼻腔ぬぐい液に限る。)を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結果の読み取りおよび検査受検者への結果通知書等の発行等

### (3) 医療機関または衛生検査所等

関係法令に基づき実施される前号に掲げる登録事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査および検査受検者への結果通知書等の発行等

2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録事業者が行う前項第2号に定める事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。

3 第1項第2号に定める事業を行う登録事業者は、同項の規定にかかわらず、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立会いを行うことができる。また、同登録事業者は同項の規定にかかわらず、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送またはオンラインにより検査の受付、検体採取のためのキット等の送付および検体採取の立会いを行うことができる。これらの場合において、当該登録事業者は実施要領別添3に掲げる事項を遵守するものとする。

4 第1項第2号に定める事業を行う登録事業者は、同項の規定にかかわらず、ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行うことができる。この場合において、当該登録事業者は実施要領別添3に掲げる事項を遵守するものとする。

### (対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業(以下「定着促進事業」という。)

発熱等の症状が出ていない者が、ワクチン・検査パッケージ制度または対象者全員検査および飲食、イベントもしくは旅行等の活動に際して検査結果の陰性を確認するために受検した検査(実施要領第5条第3号ハに掲げる書類等の提示等を受け、必要な確認が行われた場合を除き、抗原定性検査に限る。)を無料とする事業

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業(以下「一般検査事業」という。)

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、発熱等の症状が出ていない者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検する検査を無料とする事業

### (登録)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする事業者は、登録申請書(様式第1)に実施計

画書その他必要書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは登録の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第 8 条 登録事業者が計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録申請書(様式第 2)を知事に提出し、変更の登録を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更登録の決定を行い、登録事業者に通知するものとする。
- 3 登録事業者が前条第 1 項の登録を受けた計画に基づく事業を終了しようとするときは、あらかじめ終了届出書(様式第 3)を知事に提出しなければならない。

(週次の受検者・陽性者の報告)

第 9 条 登録事業者は、週ごとに、前回の報告(初回の報告にあつては、登録)の後、検査を実施した者の数およびそのうち陽性結果が判明した者の数を記録し、その記録の内容を週次報告書(様式第 4)により知事に報告しなければならない。

(交付申請等)

第 10 条 登録事業者は、事業完了後に補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 5)により交付の申請をしなければならない。ただし、登録事業者の都合で暦月毎に補助金交付申請書兼実績報告書の提出を行っても、差し支えないものとする。

- 2 登録事業者は、前項の規定による交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(補助金の対象とされた経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 109 号)および地方税法等の一部を改正する法律(平成 6 年法律第 111 号)の規定により仕入れに係る消費税額および地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定および額の確定等)

第 11 条 知事は、前条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、登録事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額について、第 13 条の規定により必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 3 前条第 1 項の補助金交付申請書兼実績報告書が到達してから、第 1 項の規定による交付の決定を行

うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第 12 条 登録事業者は、前条第 1 項の通知を受領した場合において、当該通知書に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、当該通知のあった日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 登録事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第6)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から20日以内とする。ただし、同項の規定による命令を受けて行う補助金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該補助金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から90日以内で同項の期限を定めることができる。

4 登録事業者は、第2項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(登録および交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の登録または、第11条第1項の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(1) 登録事業者が第11条第2項の規定により付された条件に違反した場合

(2) 登録事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 登録事業者が第8条、第9条、第15条または第16条の規定に違反した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、登録事業者が補助事業に関して補助金の交付決定の内容その他法令等またはこれに基づく知事の処分に違反した場合

(禁止事項)

第 15 条 登録事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 無料検査に付随して検査受検者に物品、金銭、役務その他の経済上の利益を提供すること

(2) その実施する無料検査の対象となる者について誤認させるような表示、広告その他の行為をすること

(3) 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、無料検査を一日につき一回を超えて実施すること

と

- (4) 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と認められる限度を超えて無料検査を実施すること
- (5) 検査受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査結果を通知すること（第5条第1項第3号の事業者が検査結果を通知する場合を含む。）を怠ること。
- (6) 週次報告書、実績報告書その他の書類に虚偽の記載をして知事に提出すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、定着促進事業および一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認められる行為をすること

2 知事は、登録事業者が前項各号に掲げる行為を行っているときまたは当該行為を行っていると思われるときは、当該登録事業者に対し、調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 16 条 登録事業者は、補助事業により取得した設備その他の財産（取得価格および効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第7）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産の処分の制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（補助事業の経理）

第 17 条 登録事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 18 条 登録事業者は、第7条の規定に基づく登録の申請、第8条の規定に基づく変更登録の申請および事業終了の届出、第9条の規定に基づく週次報告、第10条の規定に基づく交付の申請兼実績報告、第13条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告ならびに第16条の規定に基づく財産の処分の承認申請については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に滋賀県PCR等検査無料化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定による登録の決定を受けた者が改正後の要綱第4条に定める検査体制の整備に係る費用の補助上限額の加算の適用を受けるにあたっては、改正後の要綱第8条第1項の規定による変更登録申請書を提出しなければならない。

付 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。